

2008 年日本政府年次報告(案)
 「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に
 関する条約(第182号)」
 (2006 年 6 月 1 日～2008 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. 質問 II について

(1) 前回までの報告に変更又は追加すべき事項は以下のとおり。

〔第4条〕

第4条2について

・「都道府県知事が児童委員等をして、児童の住所、居所に立ち入り、必要な調査、質問をさせることができること(児童福祉法第29条、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項)」を「都道府県知事が児童委員等をして、児童の住所、居所に立ち入り、必要な調査、質問をさせることができること(児童福祉法第29条、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項等)」に改める。

〔第7条〕

第7条2(c)について

「我が国においては、憲法第26条第2項において、国民が、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務があること及び義務教育が無償であることを規定し、教育基本法第4条第1項は、国民は、その保護する子女に9年の普通教育を受けさせる義務を負うことを定め、第2項で国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育の授業料は徴収しないことを定めている。また、学校教育法第22条、第39条は、保護者等は子女を小学校、中学校等に就学させる義務を負うことを定めており、これらの措置により「無償の基礎教育」の機会が確保されている。」を「我が国においては、憲法第26条第2項において、国民が、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務があること及び義務教育が無償であることを規定し、教育基本法第5条第1項は、国民は、その保護する子に9年の普通教育を受けさせる義務を負うことを定め、第4項で国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育の授業料は徴収しないことを定めている。また、学校教育法第16条、第17条は、保護者等は子を小学校、中学校等に就学させる義務を負うことを定めており、これらの措置により「無償の基礎教育」の機会が確保されている。」に改める。

第7条2(e)について

前回の報告中、文末に以下を追加する。

「国において、婦人相談所における心理療法担当職員配置、通訳雇上げ、医療支援、法的対応支援について、予算措置を行っている。また、国際移住機関(IOM)との連携も積極的に推進している。」

第7条3について

「防衛庁」を「防衛省」に改める。

(2)2006 年専門家委員会直接要請について

・第 4 条第 2 項 有害な業務の特定(Identification of hazardous work)

事業場において実行される監督に関連し、労働基準監督官により特定される(identify)有害業務の種類は、労働基準法第 62 条及び年少者労働基準規則第 7 条、第 8 条に定められている。当該条文については別添 1 のとおり。

・第 5 条 監視の仕組み(Monitoring mechanism)

1. 労働基準監督官

2006 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の 18 歳に満たない者を危険有害業務に従事させることを禁止している労働基準法第 62 条の違反件数は 21 件である。満 18 歳に満たない者を坑内で労働させることを禁止している労働基準法第 63 条の違反件数は 0 件である。また、上記期間における労働基準法第 62 条を被疑条文として送検された件数は 2 件である。

2. 麻薬取締官

我が国においては、麻薬取引に関係した児童に関する統計はとっていない。

なお、取締官の数、権限、職務について、最新の情報を別添 2 のとおり情報提供する。

・第 6 条

1. 児童労働を撤廃するための行動計画

青少年育成施策大綱では、青少年の被害防止・保護を図る観点から、児童買春・児童ポルノに係る各種取組を推進することとしている。具体的な取組としては、「児童買春・児童ポルノ法」、「出会い系サイト規制法」等に基づく施策が進められているところ。

なお、「出会い系サイト規制法」については、インターネット異性紹介事業者に対する届出制の導入等の規制の強化を行うとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講ずるため、2008 年、同法を改正したところである。

2. 人身取引行動計画

我が国は、18 歳未満の児童を含む人身取引対策に関して、人身対策の防止・取締・被害者の保護に関する人身取引対策行動計画を策定し(2004 年 12 月)、関係省庁が連携をとりながら取り組んできたところである。同計画に基づき、2005 年 6 月には刑法を改正し(7 月施行)、人身売買罪を新設するなどするとともに、出入国管理及び難民認定法を改正し(同年 6 月成立、7 月施行)、人身取引等の被害者については、売春等の業務に従事するなどしていても退去強制等の対象とならないようにするなど法整備を行った。また、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況に対処するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風俗営業適正化法」という。)を改正して(2005 年 10 月成立、2006 年 5 月施行)、人身売買罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加えた。また、婦人相談所と児童相談所において、被害者に一時保護を提供し、NGO シェルター等へ適切に一時保護委託を実施するなど、被害者支援に取り組んでいる。

・第 7 条(b 号) 児童を最悪の形態の児童労働から引き離し、社会復帰・統合させる直接の援助

厚生労働省は、これまでに、18 歳未満の被害者のみを集計すると、2004 年度 1 名、2005

年度8名、2006年度4名の計13名を一時保護した。年齢は15歳3名、16歳5名、17歳5名である。国籍はフィリピン10名、インドネシア2名、コロンビア1名である。なお、2007年度には18歳未満の被害者の一時保護はない。

厚生労働省は、一時保護中の被害者を適切に支援するため、通訳の確保、心理療法担当職員の配置、医療支援、法的対応などに予算措置している。また、国際移住機関(IOM)との積極的な連携を推進している。

・なお、2005年貴委員会からの直接要請への回答として、2006年政府報告において、条約第3条(a)条項に関連し自衛隊生徒について報告を行ったが、以下を追加する。

「自衛隊生徒については、自衛官ではない身分に変更することを内容とする改正法案を次期国会に提出予定である。」

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

(1) 一般的な評価について

我が国においては、船員法において本条約の規定と実質的に同等の措置を執ってきており、また最近10年間(1998～2007年)における年齢18歳未満の船員の危険な船内作業又は安全衛生上有害な作業に係る船員法第85条第2項違反の件数は0件であり、本条約の趣旨は、批准以前から適切に我が国の制度に適用されている状態にあるといえる。

(2) 条約の適用に際して直面した問題、あるいは「最悪の形態の児童労働」対策の妨害・遅延に繋がった問題について

なし

5. 質問Ⅴについて

統計情報について

2006年1月1日から同年12月31日までの間の、満18歳に満たない者を危険有害業務に従事させることを禁止している労働基準法第62条の違反件数は21件である。満18歳に満たない者を坑内で労働させることを禁止している労働基準法第63条の違反件数は0件である。

また、上記期間における労働基準法第62条を被疑条文として送検した件数は、2件である。

2006年1月1日から2008年3月31日までの間の、年齢18歳未満の船員の危険な船内作業又は安全衛生上有害な作業に係る船員法第85条第2項違反処理件数は0件である。

2004年6月1日から2008年3月31日までの間の、児童相談所及び婦人相談所における満18歳に満たない人身取引被害者保護の実績は13名である。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体)日本経済団体連合会

(労働者団体)日本労働組合総連合会

○ 労働基準法(昭和22年法律第49号)(抄)

(危険有害業務の就業制限)

第62条 使用者は、満18歳に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

○ 年少者労働基準規則(昭和29年労働省令第13号)(抄)

(重量物を取り扱う業務)

第7条 法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務は、次の表の上欄に掲げる年齢及び性の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務とする。

八歳以上十六歳未満		未満十六歳		年齢及び性	(単位キログラム) 重量
男	女	男	女		
三十	二十五	十五	十二	断続作業の場合	
二十	十五	十	八	継続作業の場合	

(年少者の就業制限の業務の範囲)

第8条 法第六十二条第一項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第二項の規定により満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第四十一号に掲げる業務は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)により免許を受けた者及び同法による保健師、助産師、看護師又は准看護師の養成中の者については、この限りでない。

一 ボイラー(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第一条第三号に規定するボイラー(同条第四号に規定する小型ボイラーを除く。)をいう。次号におい

- て同じ。)の取扱いの業務
- 二 ボイラーの溶接の業務
 - 三 クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
 - 四 緩燃性でないフィルムの上映操作の業務
 - 五 最大積載荷重が二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は高さが十五メートル以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務
 - 六 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車の運転の業務
 - 七 動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト及びエアホイストを除く。)、運搬機又は索道の運転の業務
 - 八 直流にあつては七百五十ボルトを、交流にあつては三百ボルトを超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
 - 九 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
 - 十 クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛けの業務(二人以上の者によつて行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)
 - 十一 最大消費量が毎時四百リットル以上の液体燃焼器の点火の業務
 - 十二 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
 - 十三 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂のロール練りの業務
 - 十四 直径が二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤その他反ぱつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く。)又はのこ車の直径が七十五センチメートル以上の帯のこ盤に木材を送給する業務
 - 十五 動力により駆動されるプレス機械の金型又はシヤーの刃部の調整又は掃除の業務
 - 十六 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
 - 十七 軌道内であつて、ずい道内の場所、見通し距離が四百メートル以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務
 - 十八 蒸気又は圧縮空気により駆動されるプレス機械又は鍛造機械を用いて行う金属加工の業務
 - 十九 動力により駆動されるプレス機械、シヤー等を用いて行う厚さが八ミリメートル以上の鋼板加工の業務
 - 二十 削除
 - 二十一 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取扱いの業務
 - 二十二 岩石又は鉱物の破碎機又は粉碎機に材料を送給する業務
 - 二十三 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが五メートル以上の地穴における業務
 - 二十四 高さが五メートル以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務
 - 二十五 足場の組立、解体又は変更の業務(地上又は床上における補助作業の業務を除く。)
 - 二十六 胸高直径が三十五センチメートル以上の立木の伐採の業務
 - 二十七 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出の業務
 - 二十八 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの
 - 二十九 危険物(労働安全衛生法施行令別表第一に掲げる爆発性の物、発火性の物、

酸化性の物、引火性の物又は可燃性のガスをいう。)を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの

三十 削除

三十一 圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は用いる業務

三十二 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、シアン化水素、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務

三十三 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

三十四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

三十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

三十六 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

三十七 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

三十八 異常気圧下における業務

三十九 さく岩機、鋳打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務

四十 強烈な騒音を発する場所における業務

四十一 病原体によつて著しく汚染のおそれのある業務

四十二 焼却、清掃又はと殺の業務

四十三 刑事施設(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第十五条第一項の規定により留置施設に留置する場合における当該留置施設を含む。)又は精神科病院における業務

四十四 酒席に侍する業務

四十五 特殊の遊興的接客業における業務

四十六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務

地方厚生局麻薬取締部の概要

(1)組織・定員

- ・組織 全国7局、1支局、1支所、3分室
- ・定員 248名(2008年4月現在)

(2)職務

麻薬取締官は、厚生労働大臣の指揮監督の下、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法、麻薬特例法等に係り以下の職務を遂行している。

- ・司法警察員としての麻薬等事犯の取締り
- ・医療用麻薬の生産、流通、施用等の適正管理
- ・関係機関、都道府県、地域ボランティア団体との連携による啓発活動
(麻薬覚せい剤乱用防止運動、不正大麻・けし撲滅運動等)
- ・中毒者相談員等と連携した医療更生対策
- ・押収された麻薬等不正薬物の鑑定
- ・正規ルートから横流しされた向精神薬等の鑑別
- ・国際機関との協力